

所管部課	健幸いきいき部 地域包括ケア推進課	部長	川口 莊一		
件名	東大和市地域包括支援センター事業実施要綱の一部を改正する訓令につ				
	いて	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	介護保険課			
<p>1. 要 旨</p> <p>令和4年10月1日から地域包括支援センターを1か所新設することに伴い、新設する地域包括支援センターについても本要綱を適用させるため、改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表において、新設する地域包括支援センターの名称と位置を規定する。 名称：東大和市高齢者ほっと支援センターしみず 位置：東大和市清水2丁目838番地の1 <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>新設する地域包括支援センターにおいても、適切に事業を実施することができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年 6月20日：市長決裁により開設地決定 令和4年 7月 1日：市長決裁により委託事業者決定 令和4年 8月 9日：市長決裁により名称決定</p> <p>文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。